

1 事業名

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応のために保育所等が臨時休園等した場合における保育料を日割計算するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地方税法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第57号 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(保育料)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、若しくは退所した場合又は災害その他規則で定める事由により保育の提供がなされない場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(保育料)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、又は退所した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

